

第三号議案 いずみ会規約改正の件

1. 改正案

下記の規約部分に下線部の文章を改正、追加する。

第2章 会員

(種類資格)

第5条 本会は、正会員及び特別会員をもって組織する。

2 正会員は次の各号の者とする。

- (1) 東京都立大泉中学校及び東京都立大泉高等学校の卒業生
- (2) 上記各校及び附属中学校に在学したことのある者で同期入学者が本会会員となった後に本会に入会を届け出た者

3 特別会員は次の各号の者とする。

- (1) 東京都立大泉高等学校及び同校附属中学校の教職員
- (2) 上記各校及び東京都立大泉中学校に在籍した教職員

4 会員本人が退会を希望する場合は、これを認める。その場合、本人の同意により登録された個人情報を削除するものとする。

(会員の権利)

第6条 会員は、評議員会、理事会その他の本会のすべての活動に出席・参加し、意見を述べることができる。

2. 改正理由

個人情報取扱規程第7条の（同意の取り消し）の項に記載されている個人情報の削除または破棄が謳われているが、規約にはどのような条件により個人情報が削除されるかの記載が無かったため第5条に追記した。合わせて第5条のタイトルを種類から資格に変更した。